種別	員数	所在地
主屋	一棟	同　大字左沢字内町四一四、四三七
土蔵	一棟	同　大字左沢字内町四一四、四三七
主屋	一棟	同　大字左沢字横町四三四
主屋	一棟	同　大字左沢字内町四四三
土蔵	一棟	同　大字左沢字内町四四三
本殿	一棟	同　大字左沢字内町四五八―一
幣殿	一棟	同　大字左沢字内町四五八―一
拝殿	一棟	同　大字左沢字内町四五八―一
本堂	一棟	同　大字左沢字内町四五八―一
位牌堂	一棟	同　大字左沢字内町四五八―一
本殿	一棟	同　大字左沢字小漆川七一八
拝殿	一棟	同　大字左沢字小漆川七一八
薬師堂	一棟	同　大字左沢字薬師堂八三一―八
店蔵	一棟	同　大字左沢字内町九〇四
土蔵	一棟	同　大字左沢字内町九〇四
本堂	一棟	同　大字左沢字前田九一七―一、二三四二
堂宇	一棟	同　大字左沢字元屋敷二二六六
主屋	一棟	同　大字左沢字内町二五九五
土蔵	二棟	同　大字左沢字内町二五九五
本堂	一棟	同　大字本郷字古城裏己六―一、己七、己八―三、己二四―四、己五二五―一
座禅堂	一棟	同　大字本郷字古城裏己六―一、己七、己八―三、己二四―四、己五二五―一
土蔵	一棟	同　大字本郷字古城裏己六―一、己七、己八―三、己二四―四、己五二五―一
建築物	一棟	同　大字本郷字古城裏己六―一、己七、己八―三、己二四―四、己五二五―一

別表三　日根荘大木の農村景観

種別	員数	所在地
小屋	一棟	大阪府泉佐野市大木一二一七
仏堂	一棟	同　大木一一六
仏堂	二棟	同　大木三五七
仏堂	四棟	同　大木四五三
仏堂	一棟	同　大木一一九七、一一九八
主屋	一棟	同　大木三五五
主屋	一棟	同　大木一四三九、一四四〇

別表四　蘭島及び三田・清水の農山村景観

種別	員数	所在地
主屋	一棟	和歌山県有田郡有田川町三田二九一番地一
付属屋	一棟	同　三田二九一番地一
主屋	一棟	同　清水一四四番地三
土蔵	一棟	同　清水一四四番地三
長屋	一棟	同　清水一四四番地三
貯蔵小屋	一棟	同　清水一四四番地三
主屋	一棟	同　清水一九〇八番地
土蔵	一棟	同　清水一九〇八番地
納屋	一棟	同　清水一九〇八番地
長屋	一棟	同　清水一九〇八番地
主屋	一棟	同　三田三七五番地六

別表五　酒谷の坂元棚田及び農山村景観

種別	員数	所在地
主屋	一棟	宮崎県日南市大字酒谷字坂元上甲二六五一―イ
納屋	三棟	同　大字酒谷字坂元上甲二六五一―ロ
主屋	一棟	同　大字酒谷字坂元上甲二六五五―一
納屋	一棟	同　大字酒谷字坂元上甲二六五五―一
主屋	一棟	同　大字酒谷字坂元前田甲二四七六―丁
納屋	一棟	同　大字酒谷字坂元前田甲二四七六―丁

○文部科学省告示第五十一号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第五十二条の三の三の規定に基づき、平成二十六年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成二十三年文部科学省告示第三十七号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法に規定する重要文化的景観の形成に重要な家屋を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月二十六日

文部科学大臣　下村　博文

別表三中「別表三　樫原の棚田」を「別表三　樫原の棚田及び農村景観」に改め、同表に、次の表に掲げるものを追加する。

種別	員数	所在地
炭焼き小屋	一棟	徳島県勝浦郡上勝町大字生実字樫原十六番地
主屋	一棟	同　大字生実字松尾五三番地
納屋	一棟	同　大字生実字松尾五三番地
納屋	一棟	同　大字生実字松尾五六番地
ウシヤ	一棟	同　大字生実字松尾五六番地
主屋	一棟	同　大字生実字松尾六〇番地一
納屋	一棟	同　大字生実字松尾六〇番地一
主屋	一棟	同　大字生実字樫原六四番地
納屋	一棟	同　大字生実字樫原六四番地
木小屋	二棟	同　大字生実字樫原六四番地
主屋	一棟	同　大字生実字樫原六九番地一
納屋	一棟	同　大字生実字樫原六九番地一
風呂	一棟	同　大字生実字樫原六九番地一
ウシヤ	一棟	同　大字生実字樫原六九番地一
便所	一棟	同　大字生実字樫原六九番地一